

戸田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 7 号

戸田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市国民健康保険税条例施行規則（昭和 4 3 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号を削り、同条第 1 4 号中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に改め、同号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 5 号中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条第 1 6 号中「第 1 5 号様式」を「第 1 4 号様式」に改め、同号を同条第 1 5 号とし、同条第 1 7 号中「第 1 6 号様式」を「第 1 5 号様式」に改め、同号を同条第 1 6 号とする。

第 2 号様式から第 1 1 号様式までを別記のように改める。

第 1 2 号様式を削り、第 1 3 号様式を第 1 2 号様式とし、第 1 4 号様式から第 1 6 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市国民健康保険税条例施行規則第 1 3 号様式、第 1 4 号様式及び第 1 6 号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。